

議案第101号

さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成17年さいたま市条例第200号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第2条関係） [略] 備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する <u>旅館・ホテル営業</u> の施設以外の施設をいう。	別表（第2条関係） [略] 備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する <u>ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業</u> の施設以外の施設をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。